

重要事項説明書

サービスの提供開始にあたり、川越市条例の規定に基づき、当事業者が説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者(法人)の概要

事業者(法人)の名称	株式会社Alife
主たる事務所の所在地	〒350-1162 埼玉県川越市南大塚二丁目5番地1
代表者(職名・氏名)	代表取締役 柴田 弘樹
設立年月日	平成26年9月9日
電話番号	049-293-9737

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	居宅介護支援事業所 元気アップ	
サービスの種類	居宅介護支援事業所	
事業所の所在地	〒350-1105 埼玉県川越市今成四丁目10-15-2階	
電話番号	049-293-3081	
指定年月日・事業所番号	平成28年12月1日指定	1170404477
利用者数	ケアマネジャー1人あたり 定員44人	
通常事業の実施地域	川越市	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護状態にある利用者が、その有する能力に応じ可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことが出来るよう、適切な指定居宅介護支援を提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及び本契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図り、利用者の要介護状態の軽減や悪化防止のため適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

事業所所在地 〒350-1105 埼玉県川越市今成四丁目10-15-2階

事業所名 居宅介護支援事業所 元気アップ

サービス内容 介護の相談・サービスの調整・ケアプラン作成・書類作成・給付管理
各サービス事業所との連絡調整 等

5. 営業日時

営業日	月曜日から金曜日まで 休日：土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)。
営業時間	午前8時30分から午後5時30分まで
時間外及び緊急時 連絡等	営業時間外および緊急な連絡は、各担当ケアマネジャーの携帯電話に ご連絡ください。

6. 事業所の職員体制

従業者	常勤・人数	非常勤・人数
管理者兼介護支援専門員	1名	
介護支援専門員	3名	
営業時間外は携帯電話対応	各担当介護支援専門員が対応	

管理者は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたらお申し出ください。

担当：介護支援専門員の氏名	
管理者氏名	須田 麻利子

7. 居宅介護支援 利用料

当事業所が提供するサービスについて、利用料金は介護保険から給付され、利用者の利用負担はありません。但し、利用者の保険料滞納などにより、法定代理受領ができない場合は、一旦下記の料金をいただくこととなります。

【基本部分】

要介護度	基本単位
要介護 1 2	1,086単位
要介護3, 4, 5	1,411単位

(注1)地域加算は 6 級地 1 単位 10.42 円

【加算項目】

初回加算	300単位/月
入院時情報連携加算(Ⅰ)	250単位/回
入院時情報連携加算(Ⅱ)	200単位/回
退院・退所加算(カンファレンス無し)	1回450単位・2回600単位
退院・退所加算(カンファレンス有り)	1回600単位・2回750単位・3回900単位
特定事業所加算Ⅱ	421単位/月
通院時情報連携加算	50単位/月
ターミナルケアマネジメント加算	400単位/月
緊急時等居宅カンファレンス加算	200単位/回 ※月2回まで

【交通費】

川越市内の訪問における交通費は発生いたしません。但し、本人及び家族の都合により、その他の地域において居宅介護支援に要した交通費はその実費、自動車を使用した場合の交通費は通常事業の実施地域(川越市)を越えた地点から1キロメートルあたり 15 円(往復)を請求いたします。

8. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記の主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

医療機関 (主治医)	医療機関の名称 医師氏名 所在地 電話番号
緊急連絡先 (家族等)	氏名 (続柄) 電話番号

9. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

10. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号 049-293-9737 代表者 柴田 弘樹
---------	--------------------------------

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	川越市 介護保険課	049-224-8811(代表)
	埼玉県国民健康保険団体連合会	048-824-2568
	介護保険課 苦情対応係	(苦情相談専用)

11. 秘密保持

- (1) 事業者および事業者の使用するものは、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- (2) 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。

12.ハラスメント対策

(1)事業者は、適切な居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等必要な措置を講じます。

(2)利用者、ご家族様または身元保証人等から事業所やサービス従事者、その他関係者に対し故意に暴力や暴言等の法令違反、その他著しく常識を逸脱する行為を行った場合、サービスのご利用を一時中止または契約を解除させていただく場合があります。

13. 事業所が作成したケアプランにおける介護保険サービス及びサービス事業所の割合

(1)居宅介護支援事業所元気アップが、前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合。

訪問介護	31.31 %
通所介護	60.82 %
地域密着型通所介護	9.71 %
福祉用具貸与	64.62 %

(2)居宅介護支援事業所元気アップが、前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの、同一事業者によっ

て提供されたものの割合。

訪問介護	訪問介護事業所元気アップ 36.14%	訪問介護ハピネス川越 9.12%	訪問介護事業所はなまるぼんたった 9.12%
通所介護	元気アップリビング 38.31%	元気アップ倶楽部 27.69%	デイサービスセンターここしあ 6.63%
地域密着型通所介護	きらめきリハビリデイサービス西川越 26.97%	共栄リハビリデイサービス月吉 26.97%	レコードブック川越大手町 16.85%
福祉用具貸与	エミール川越福祉用具貸与事業所 25.00%	ヤマシタ川越営業所 21.62%	イノベーションオブメディカル川越 13.34%

※(1)及び(2)の割合算出期間：

令和 7 年度 ☒前期(3月1日から8月末日) ☐後期(9月1日から2月末日)

契約書別紙(兼重要事項説明書)についての説明を受けここに同意し、サービスの提供に関する契約を締結します。

契約の証として、本契約書をそれぞれ2部作成し、利用者及び事業者記名押印のうえ1部ずつを保有します。